

○「野洲駅南地区」景観形成基準(案)

		区域全体（中山道沿道を除く）	中山道沿道	
建築物の新築、増築または改築	敷地内における位置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路敷（以下「道路」という。）側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 ・原則として、建築物の外壁は、道路から2メートル以上後退すること。ただし、土地利用上または周辺既存建築物との整合性などから困難または不適切な場合はこの限りではない。 ・敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣合いよく配置すること。 ・樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建築物の配置状況を勘案し、壁面の位置の整合を図ること。 	
	形態	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。 ・周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根を持った地区では、原則として、勾配のある屋根を設けること。 ・勾配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建築物と調和した屋根（勾配、向き）等とし、連続した街並みを乱さないよう努めること。 	
		-	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を図ること。 	
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮すること。 ・屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。 ・周辺の建築物の様式を継承した意匠とし、これにより難しい場合にはこれを模したものとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昔ながらのまち並みの面影が感じられる意匠とし、これにより難しい場合にはこれを模したものとすること。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ること。 ・外観および屋根の基調色は、次のとおりとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしい色彩とせず、無彩色または茶系色等の落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ること。 	
		色相 0.1R ~10G 彩度 6 以下 明度 3 以上	色相 0.1R ~10G 彩度 3 以下 明度 3 以上	
		色相 0.1BG~10RP 彩度 3 以下 明度 3 以上	色相 0.1BG~10RP 彩度 3 以下 明度 3 以上	
		無彩色 明度 3 以上	無彩色 明度 3 以上	
※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。 ※漆喰、ペンから等の自然素材を使用する場合や周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りではない。				
	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。 ・周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。 			
素材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。 ・冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。 ・周辺の建築物と同様の素材とすること。ただし、これにより難しい場合はこれを模した素材とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然素材もしくはこれに類するものを用い、周辺景観との調和が図られるよう配慮すること。 		
敷地の緑化措置	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じること。 ・道路から後退してできる空地には、特に中高木や生垣による緑化に努めること。 ・建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。 ・大規模建築物にあっては、周囲に与える威圧感、圧迫感および突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。 ・植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。 			
樹木等の保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 			
建築物等の移転	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ該当する建築物等の敷地内の位置および敷地の緑化措置の基準による。 			
建築物等の外観を変更することとなる修繕または模様替え	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ該当する建築物等の形態、意匠および素材の基準による。 			
建築物等の外観の色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ該当する建築物等の形態、意匠および素材の基準による。 			

		区域全体（中山道沿道を除く）	中山道沿道
工 作 物	敷地内における位置	<ul style="list-style-type: none"> 道路の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 原則として、道路から2メートル以上後退すること。ただし、芸術性および公共性があり、周辺の景観との調和が図れるもの等は、この限りではない。 電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、極力目立たない位置となるよう配慮すること。また、できるだけ道路の路面には設置しないよう努めること。 	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> できるだけすっきりとした形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとする。 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。 電柱の形態は簡素化を図ること。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、周辺景観になじむ形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこと。これにより難しい場合は、道路から容易に望見できないよう遮へい措置を講じること。ただし、芸術作品展等の開催に伴い一時的に設置されるものは、この限りではない。 	
	敷地の緑化措置	<ul style="list-style-type: none"> 常緑の中高木をとり入れた樹木により必要に応じて修景緑化を図ること。 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。 敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。 鉄塔の基部周辺は、できるだけ修景緑化を図ること。 	
	樹木等の保全措置	<ul style="list-style-type: none"> 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 	
	垣、さく、へいその他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とすること。 道路に面して設ける場合は、できるだけ樹木（生垣）によること。 けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。 	
	門	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とするとともに、落ち着いた色彩とすること。 	
	擁壁	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面して設ける場合は、できるだけ低いものとする。 できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとする。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じること。 	
屋外における物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 原則として、道路から2メートル以上後退すること。 遮へい措置を要するものの集積または貯蔵の高さは、できるだけ低いものとする。 事業所における原材料・製品、スクラップ等または建設工事等における資材等の集積または貯蔵にあっては、外部から容易に望見できないよう遮へい措置を講じること。特に、道路に面する部分にあっては、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。 農林水産品置場、商品の展示場等は、物品を整然と集積または貯蔵するとともに、必要に応じ、敷地外周部に修景のための植栽をすること。 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう敷地の利用を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。 		
土地の開墾その他土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 樹姿または樹勢が優れた樹木がある場合は、できるだけ保全すること。 造成等に係る切土および盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、のり面整形は土羽によるものとする。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあっては、必要最小限のものとする。 のり面が生じる場合にあっては、周辺景観および周辺環境に配慮し、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。 駐車場を設置する場合にあっては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、河川または主要道路から望見できないよう、植栽による遮へい措置を講じること。 		